

令和 8 年度愛媛県雇用対策会議傍聴要領

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、10 月 20 日（火）15 時 30 分（会議の開催予定時刻）までに、会場（愛媛県庁第二別館 10 階 1005・1006 会議室）内の受付で、氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会場に入室してください。

（受付開始は、会議開催 30 分前の 15 時 00 分からです。）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしてしないこと。
- (2) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (3) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する方が、2 の規定に違反する場合は、事務局の係員が注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。